



SMTB年金ニュース

(平成26年4月11日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

厚生年金保険法等の改正法施行に伴う 規約変更手続きについて（3）

厚生年金保険法等の改正に伴う規約変更手続きについて、[平成26年4月1日付SMTB年金ニュース](#)でご連絡した[事務連絡（年金機能強化法に伴う国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の規約対応について）](#)において必要とされた、「所在不明の年金受給権者の届出に係る取扱い」に関する規約変更について、厚生労働省宛確認が取れましたので、以下のとおりご案内いたします。

【確認した事項】

○当該規約変更に係る規約例

以下、修正後の平成26年度予算代議員会資料（追補版）をご参照ください。

○当該規約変更に係る手続き

以下のどちらの対応も可能であることを確認しております。

- ・平成26年4月1日付のその他の法改正に伴う規約変更とは別に、規約変更手続きを行うこと。
- ・平成26年4月1日付のその他の法改正に伴う規約変更と合わせて、規約変更手続きを行うこと。

★平成26年度予算代議員会資料（追補版）（平成26年4月11日修正後）

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/140325daigiinkail.pdf>

*word版

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/140325daigiinkail.doc>

※従前よりご連絡している理事長専決理由書についても、一部修正させていただいております。

（理事長専決に関する法引用箇所につき、4月以降の認可申請となる場合の記載方法の追加）

※リンク先のファイルを差し替えております。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3824

1 / 1